

1 農用地の内訳等及び集落戦略（協定農用地の将来像）

- 注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和2年度においては8月31日）までに協定農用地が存在する市町村長に提出する。
- 注2) 「集落戦略」は、「農用地の内訳等」を含むものとし、集落戦略の作成後は、協定農用地が存在する市町村長に提出するとともに、令和6年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。
- 注3) 「集落戦略」は、体制整備単価の場合に使用する。
- 注4) 集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、現状の見える化をするなど円滑な話し合いを行い、合意形成を図る。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。
- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(1) 農用地の内訳等												(2) 集落戦略											
①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序										②農業生産活動等の体制整備の取組(集落戦略の作成)の有無		③協定農用地の将来像 (6~10年後を想定して記入)											
③現況										④基礎・体制整備単価		⑤加算の適用		⑥農用地の管理		⑦管理者		⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地					
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積(㎡)	交付基準(傾斜等)	10a当たりの単価(円)	交付額(円)	第1順位加算	第2順位加算	第3順位加算	第4順位加算	第5順位加算	農用地の現況	具体的活動内容	管理者	管理者が引き継ぎ耕作	後継者が耕作を継承	担い手に受け継ぐ(受け手が決まっている)	担い手に受け継ぐ(受け手が決まっている)	農地中間管理への希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-01	相川 嵐本	田	122	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-01	相川 嵐本	田	362	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-02	相川 豊次	田	89	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-03	相川 嵐本	畑	779	緩傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-03	相川 豊次	畑	442	緩傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-03	相川 豊次	畑	208	緩傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-04	相川 研石	田	1,150	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-04	相川 研石	田	626	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-04	相川 研石	田	306	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-04	相川 嵐本	田	709	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 西ノ畝	畑	1,792	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 西ノ畝	畑	865	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 林ノ本	畑	805	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 林ノ本	畑	492	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 林ノ本	畑	658	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-06	相川 林ノ本	畑	990	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-07	相川 橋道	畑	1,388	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-07	相川 大窪	畑	2,249	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-08	相川 釜久	畑	1,311	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-08	相川 釜久	畑	395	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-09	相川 松ヶ	田	534	急傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-09	相川 松ヶ	田	528	急傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-09	相川 松ヶ畝	田	207	急傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-09	相川 松ヶ畝	畑	470	緩傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-10	相川 妻山	畑	986	緩傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-10	相川 妻山	畑	462	緩傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-11	相川 松ヶ	田	483	急傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-11	相川 松ヶ	田	420	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-11	相川 松ヶ	田	253	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-11	相川 松ヶ	田	526	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-11	相川 松ヶ	田	1,956	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-12	相川 松ヶ	田	548	急傾斜								耕作			○						
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-13	相川 妻山2	田	253	急傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-13	相川 妻山4	田	247	急傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-13	相川 妻山	田	822	急傾斜								耕作				○					
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-13	相川 妻山	田	1,231	急傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-14	相川 宮ノ向	田	134	急傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-15	相川 宮ノ向	田	453	急傾斜								耕作					○				
通常地域(8法内)	相川-1	相川-1-16	相川 西ノ谷	畑	513	急傾斜								耕作				○					

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目	概要			
(1) 農用地の内訳等	①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序	右の選択肢より記入	<ul style="list-style-type: none"> 棚田地域復興活動加算 超急傾斜農地保全管理加算 集落協定広域化加算 集落機能強化加算 生産性向上加算 	
	②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無	該当するものに○を記入		
	③現況	地域区分	右の選択肢より記入	<ul style="list-style-type: none"> 通常地域（8法内） 通常地域（8法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	<ul style="list-style-type: none"> 田 畑 草地 採草放牧地
	面積(m ²)	面積を記入		
	交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地 	
	④基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円)	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入	
		交付額(円)	基礎・体制整備単価の交付額を記入	
	⑤加算の適用	第1～第5順位加算	定めた加算の順位に基づき、該当する加算に○を記入	
	⑥農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	<ul style="list-style-type: none"> 耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 限界農用地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）
		具体的活動内容	農用地での活動内容を記入	
		⑦管理者		農用地の管理者を記入
⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地		該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）		
(2) 集落戦略	農用地の将来像（6～10年後を想定して記入）	該当するものに○を記入		

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農業者（協定外）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：】
<input type="checkbox"/>	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農業者（協定外）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：】
	担い手等が確保できていない
<input type="checkbox"/>	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
<input type="checkbox"/>	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
<input type="checkbox"/>	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
<input type="checkbox"/>	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：
	その他（自由記載）

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
<input type="checkbox"/>	協定内で担い手を育成・確保
	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
	協定外で担い手を確保
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
	基盤整備等により耕作条件を改善
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
	新たな作物の導入により所得の向上を図る
<input type="checkbox"/>	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な農用地の林地化
	放牧利用による農用地の管理
<input type="checkbox"/>	鳥獣被害防止対策の実施
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
	その他（自由記載）

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="radio"/>	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
<input type="radio"/>	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="radio"/>	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：】
	J Aが支援する【具体名：】
	集落営農組織が支援する【具体名：】
	農業者が支援する【具体名：】
<input type="radio"/>	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。